

資源ごみ集団回収登録団体各位

廃棄物対策課長

令和5年度 資源ごみ集団回収推進事業の団体登録について（お知らせ）

平素から、市の環境行政にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和5年度においても資源ごみ集団回収推進事業をごみの再資源化・減量化の促進、環境に対する意識の向上等を目的として実施いたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、**継続して集団回収を実施する場合も毎年度登録が必要です**ので、次のとおり廃棄物対策課で手続をお願いします。

1 提出書類 **資源ごみ集団回収団体登録申請書（第1号様式）**

- * 団体代表者と口座名義人が異なる場合は、裏面の委任状も記入してください。
- * 申請書に記載されている回収予定業者から団体名、代表者の氏名、住所、電話番号の提供依頼があった場合、この申請により提供することに同意したものとみなします。

申請書と一緒にご持参ください。

- 代表者の印鑑（朱肉を使うもの。スタンプ印は不可）
- 振込口座の通帳等（振込口座が分かるもの）

2 受付期日 **令和5年5月26日(金)まで**

期日を過ぎても随時登録できますが、登録日以降の実施分（4回以上）が奨励金交付の対象となります。

3 その他 * 手続の流れ、年間スケジュールについては、別紙を御覧ください。

* 年度の途中で代表者の変更、振込口座その他変更事項がありましたら、必ず廃棄物対策課までご連絡ください。

* **令和4年度の最終振込について**

第4期（1～3月分）の奨励金の振込が、4月28日（金）にあります。それまでに口座の名義変更や解約をされた場合は、新しい口座情報をお知らせください。

また、**令和5年3月末までに回収した分の買上証明書が未提出の団体様は、4月5日（水）までに廃棄物対策課まで提出してください。**

4 奨励金額

回収品目	1 kg当たりの 奨励金額
古新聞	5 円
その他古紙類	5 円
段ボール・雑誌類 飲料用紙パック・紙製容器類	
古布類	10 円
スチール缶	4 円
アルミ缶	3 円

資源ごみ集団回収の実施に当たり、次のことに御注意ください。
順守されない場合は、奨励金を返還していただく場合があります。

◎**ごみステーションから、資源物を持ち去ることはできません。**

ごみステーションに一度出された資源物を持ち去ることは条例違反になります。ごみステーションに出された資源物は絶対に取りませんようにお願いします。また、トラブルを避けるために、集団回収の回収場所とごみステーションは明確に区分されるようにしてください。

◎**一般家庭以外から出るごみは集団回収の対象外です。**

事業所、店舗などから排出される段ボール等の資源ごみは、事業活動に伴って生じたもので、事業者処理責任があるため、資源ごみ集団回収奨励金交付要綱でも回収**対象外**と規定しています。事業所、店舗などからの排出ごみを回収量に加えないうご注意ください。

◎**年4回以上実施しましょう。**

奨励金を交付する条件のひとつとして、同要綱でも明記してある事項です。
年4回以上の定期的な回収の実施をお願いします。

(問合せ・提出先)

792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

市民環境部 廃棄物対策課 (2階)

TEL 65-1252

E-mail gomi@city.niihama.lg.jp

手続の流れ及び提出書類について

① 団体登録の申請

- ・提出書類 「資源ごみ集団回収団体登録申請書（第1号様式）」
「委任状」（代表者と口座名義人が異なる場合）
を記入し、廃棄物対策課に提出してください
- ・提出時は、振込口座の分かるもの（フリガナ確認のため）、
代表者の印鑑（朱肉を使うもの。スタンプ印は不可）をご一緒にお持ちください。
《受付期日 令和5年5月26日（金）まで》

※提出が遅れる場合や、集団回収活動を中止する場合は、廃棄物対策課までご一報ください。



② 集団回収活動の実施

- ・回収実施後は、回収業者から「買上証明書」を受け取り、廃棄物対策課に提出してください。
（回収業者が直接、廃棄物対策課に「買上証明書」を提出する場合があります。）
- ・回収活動は、4月1日以降であれば登録前でも実施していただいて結構ですが、必ず団体登録申請手続を令和5年5月26日（金）までに済ませてください。



③ 奨励金の交付（振込）

- ・奨励金は年4回、登録した口座に振り込みます。それぞれの提出期日までに廃棄物対策課に提出された買上証明書の実績に基づき、奨励金額を算定しています。
- ・集団回収を実施していても、買上証明書が廃棄物対策課に届いていなければ、奨励金が交付されない場合があります。

《最終提出期限：令和6年4月5日（金）まで》

令和5年度年間スケジュール

期	月	団体 → 市	市 → 団体
1期	4月	●団体登録申請 登録期限 5月26日(金)まで	○団体登録受付
	5月		
	6月	●買上証明書の提出 1期(4~6月)実施分 提出期限 7月5日(水)まで	○登録団体に登録完了の お知らせを送付予定
2期	7月		▼1期分奨励金振込 7月28日(金)予定 (口座に振込・封書で通知)
	8月		
	9月	●買上証明書の提出 2期(7~9月)実施分 提出期限 10月5日(木)まで	
3期	10月		▼2期分奨励金振込 10月30日(月)予定 (口座に振込・封書で通知)
	11月		
	12月	●買上証明書の提出 3期(10~12月)実施分 提出期限 1月5日(金)まで	
4期	1月		▼3期分奨励金振込 1月30日(火)予定 (口座に振込・封書で通知)
	2月		
	3月	●買上証明書の提出 4期(1~3月)実施分 最終提出期限 4月5日(金)まで	
来年度	4月	【お願い】 4月30日(火)までに口座名義を変更 される場合は、新口座をお知らせくだ さい。	▼4期分奨励金振込 4月30日(火)予定 (口座に振込・封書で通知)

集団回収活動実施(年間4回以上実施してください)

【記入例】

第1号様式（第5条関係）

5年4月5日

4月1日以降の提出する日

資源ごみ集団回収団体登録申請書

(宛先) 新居浜市長

団体名 〇〇自治会

新居浜市

代表者住所 一宮町1-5-1〇〇アパート〇号

5年度の代表者住所等を記入。
通知は全て代表者様に郵送します。
マンション名や部屋番号まで
記入ください。

代表者氏名 新居浜 太郎

(電話番号) 090-1234-5678

新居浜市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱第5条の規定により、次のとおり団体登録を申請します。

1 団体会員数

〇〇人

団体に属し、活動に参加する人数
(構成員**20人以上**の団体が対象)

2 回収予定業者

〇〇〇、△△△

資源ごみを引き取る回収業者名
(市内の業者に限りませう)
複数と取引の場合は複数名記入

3 実施計画

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施予定回数(回)	1			1			1		2			1

実施予定の回数を記入して下さい。(年間**4回以上**)

資源ごみ集団回収奨励金口座振込依頼書

次の口座に奨励金を振り込んでください。

振込先	(例) <u>銀行</u> 信用金庫 ゆうちょ 農協	(例) <u>支店</u> 支所 店名 (六一八) 店番 (618) 出張所
種別	1. <u>普通</u> 2. 当座 (該当するものに○をつけてください。)	
口座番号	0123456 (7ケタ)	
(フリガナ)	〇〇〇〇 ジチカイ カイケイ シヤクシヨ ハナコ	
口座名義	〇〇自治会 会計 市役所 花子	

通帳を確認し、会計担当者など、
すべての文字を正確に記入ください。
フリガナに誤りがあると振込で
きないことがあります。

※ 裏面の委任状は代表者と口座名義人が異なる場合のみ記入してください。

【記入例】

委 任 状

申請書と同じ日付

5 年 4 月 5 日

委任者

団 体 名 ○○自治会

代表者の印鑑で
2か所押印ください。

代表者住所 新居浜市一宮町1-5-1007アパート0号

代表者

代表者氏名 新居浜 太郎

印

捨
印

電 話 090-1234-5678

令和5年度資源ごみ集団回収奨励金の受領に関する一切の権限を次の者に委任します。

受任者

受任者住所 新居浜市 一宮町1-0-0

口座の名義人

受任者氏名 市役所 花子

電 話 65-1252